同条第十一号中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号ロ中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　措置法第四十二条の二第一項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十八号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第百六十七号を同条第百七十一号とし、同条第百四十八号から第百六十六号までを四号ずつ繰り下げ、同条第百四十七号中「第百四十九号及び第百五十一号」を「第百五十三号及び第百五十五号」に改め、同号を同条第百五十一号とし、同条第百四十六号を同条第百五十号とし、同条第百四十三号から第百四十五号までを四号ずつ繰り下げ、同条第百四十二号中「又は第七項」を「若しくは第七項又は租税特別措置法施行令第三十九条の百一第五項」に改め、同号を同条第百四十六号とし、同条第百四十一号を同条第百四十五号とし、同条第百二十四号から第百四十号までを四号ずつ繰り下げ、同条第百二十三号中「措置法」を「平成二十八年改正法附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十七号とし、同条第百二十二号を同条第百二十六号とし、同条第百十八号から第百二十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第百十七号イからハまでの規定中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号を同条第百二十一号とし、同条第百十六号イ中「同条第三項各号」を「同条第三項第二号」に改め、同号ハ中「第六十八条の三十五第一項の規定」の下に「（同項の規定にあっては、同条第三項第一号に係る部分を除く。）」を加え、同号ニ中「若しくは第六項」を削り、「第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十五第一項」に、「から第六十八条の二十七まで」を「、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　平成二十八年改正法附則第百十五条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十四第一項又は第六十八条の三十六第一項の規定

第二条第百十六号を同条第百二十号とし、同条第百十五号を同条第百十九号とし、同条第百十四号を同条第百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十八　平成二十八年改正法附則第百十五条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百十三号中「第六十八条の三十五第一項の規定」の下に「（同条第三項第一号に係る部分を除く。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同条第百十六号とし、同条第百十二号中「同条第三項各号」を「同条第三項第二号」に改め、同号を同条第百十五号とし、同条第百十一号を同条第百十四号とし、同条第百十号を同条第百十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十三　平成二十八年改正法附則第百十五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百九号を同条第百十一号とし、同条第百五号から第百八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百四号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第百六号とし、同条第百三号を削り、同条第百二号を同条第百五号とし、同条第九十六号から第百一号までを三号ずつ繰り下げ、同条第九十五号中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同号を同条第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八　措置法第六十八条の十五の三第一項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第九十四号中「第六十八条の十五の二第一項又は」を「第六十八条の十五第一項又は」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五第一項」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同号を同条第九十六号とし、同条第九十三号中「第六十八条の十五第一項から第三項まで」を「第六十八条の十四の二第一項又は第二項」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の二第一項」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第二項又は第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第九十五号とし、同条第九十二号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「又は第三項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第九十四号とし、同条第九十一号を同条第九十三号とし、同条第九十号中「又は第七項から第九項まで」を削り、同号イ中「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に改め、同号を同条第九十二号とし、同条第八十九号中「まで又は第六項」を「まで」に改め、同号イ中「又は第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第九十一号とし、同条第八十八号を同条第九十号とし、同条第八十七号を同条第八十九号とし、同条第八十六号中「又は第九項」を削り、「同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を「同項」に改め、同号を同条第八十七号とし、同条第八十四号を同条第八十六号とし、同条第六十二号から第八十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六十一号中「第六十三号及び第六十五号」を「第六十五号及び第六十七号」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条第六十号を同条第六十二号とし、同条第五十七号から第五十九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五十六号中「又は第七項」を「若しくは第七項又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三第六項」に改め、同号を同条第五十八号とし、同条第五十五号を同条第五十七号とし、同条第三十八号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三十七号中「措置法」を「平成二十八年改正法附則第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第三十六号中「第五十五条の六第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十五号を同条第三十七号とし、同条第三十二号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三十一号イからハまでの規定中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十号イ中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号ハ中「第四十七条の二第一項の規定」の下に「（同項の規定にあっては、同条第三項第一号に係る部分を除く。）」を加え、同号ニ中「若しくは第六項」を削り、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一の二第一項」に、「又は第四十四条の三」を「、第四十四条の三又は第四十四条の五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　平成二十八年改正法附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定

第二条第三十号を同条第三十二号とし、同条第二十九号を同条第三十一号とし、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　平成二十八年改正法附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる特別償却限度額

平成二十八年旧措置法第四十八条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額